

新潟市民プラザミニギャラリー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市民プラザ条例第2条(2)に規定する施設「ミニギャラリー」の貸し出しに関し、他に特別の定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(貸出)

第2条 ミニギャラリーは、創作活動を行っている団体がその作品展示場として利用する場合に貸し出しするものとする。ただし、営利を伴うものについては貸し出しを行わないものとする。

(貸出の範囲)

第3条 ミニギャラリー及びその附属設備を貸し出しするものとする。

(貸出期間)

第4条 原則として7日以内(展示作品の準備撤去日を含む)とする。ただし、市民プラザ休館日(毎月第2, 第3火曜日)及び年末年始(12月29日から1月3日)は除くものとする。

(貸出時間)

第5条 原則として午前9時から午後7時まで(展示作品の準備撤去時間は午前9時から午後5時まで)とする。

(貸出の対象者)

第6条 芸術文化の向上に資することを目的とし、芸術文化作品の創作活動を行う市民団体に貸し出しするものとする。

(展示できる作品の内容等)

第7条 展示できる作品の内容及び種類は、次表に掲げるものとする。

作品の内容	芸術文化作品であり、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないものとする
作品の種類	絵画, 書, 写真, 彫刻, 版画, 工芸等の創作作品とする

(利用の受付)

第8条 利用の受け付けは、利用日の6月前となる応当日の午前10時から、市民プラザで受け付けるものとする。

2 前項により、貸し出しをする同一日に2以上の利用希望が同時にあった場合は、受付日の午前10時に抽選又は協議によるものとする。

3 1項の利用受付日を過ぎた場合は、先着順に受け付けするものとする。

(展示品の管理責任)

第9条 展示作品の管理については、利用者の責任において行うものとする。

(展示の準備撤去及び報告)

第10条 展示作品の搬入搬出及び飾り付け等の準備撤去作業は、利用者が行うものとする。

2 展示前及び展示後の作品は預からないものとする。

3 会場の復元、整理整頓、清掃は利用者が行うものとする。

4 利用者は、貸出期間の利用が終わり次第、別記様式第1号のミニギャラリー利用報告書を市民プラザに提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この施設の貸し出しに関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。